

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023年10月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用指図者」です。

## 第22講 「運用指図者」

### （確定拠出年金法第15条 ほか）

「運用指図者」とは、個人別管理資産の運用の指図のみを行い、その者について事業主や本人が掛金を拠出しない者のことです。運用指図者に関する規定としては、確定拠出年金法第2条（定義）、第15条（企業型年金運用指図者）、第64条（個人型年金運用指図者）などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

#### 確定拠出年金法第15条（企業型年金運用指図者）

第1項 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

第1号 60歳以上の企業型年金加入者であって、第11条各号（第1号及び第3号を除く。）に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

第2号 企業型年金の企業型年金加入者であった者であって当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

第2項 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

第3項 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第3号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

第1号 死亡したとき。

第2号 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

第3号 当該企業型年金の企業型年金加入者となったとき。

第4項 （略）

#### 確定拠出年金法第64条（個人型年金運用指図者）

第1項 第62条第4項各号（第1号及び第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、個人型年金運用指図者とする。

第2項 前項の規定によるほか、企業型年金加入者であった者（企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）又は個人型年金加入者（個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることができる。

第3項 個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。

第4項以下 （略）

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

前述のように運用指図者とは加入者以外で個人別管理資産の運用の指図を行う者のことですが、どのような者が運用指図者となるのかという点については、企業型年金と個人型年金で分けて定められています。確定拠出年金法第15条は企業型年金運用指図者に関する規定です。

企業型年金の場合は、第1項により、①60歳以上で企業型年金加入者の資格を喪失した者、②企業型年金加入者の資格を喪失した者であって障害給付金の受給権を有する者が運用指図者となります。

なお、①については、条文では、確定拠出年金法第11条の第1号、第3号に該当する場合を除く旨の記載がありますが、これは、死亡したこと（第1号）、企業型年金の実施事業所でなくなったこと（第3号）により企業型年金加入者の資格を喪失した場合には、企業型年金運用指図者とならないということです。

また、企業型年金運用指図者の資格を取得するのは、第2項により、企業型年金加入者資格を喪失した日となります。企業型年金加入者資格喪失の時期は、確定拠出年金法第11条に定められています。例えば、退職した場合はその翌日に企業型年金加入者資格を喪失することとなるため、退職した日の翌日に企業型年金運用指図者の資格を取得します。一方、企業型年金規約に定める一定の年齢に達したことにより企業型年金加入者資格を喪失した場合はその日に企業型年金加入者資格を喪失することとなるため、一定の年齢に達した日に企業型年金運用指図者の資格を取得することとなります。

企業型年金運用指図者の資格喪失事由及び喪失時期は、確定拠出年金法第15条第3項により、①死亡したとき（該当した日の翌日）、②個人別管理資産がなくなったとき（該当した日の翌日）、③当該企業型年金の加入者となったとき（該当した日）です。

次に確定拠出年金法第64条をみてみましょう。第64条は個人型年金の運用指図者に関する規定です。

個人型年金の場合は、①個人型年金加入者の資格を喪失した者（第1項）、②企業型年金加入者の資格を喪失した者であって個人型年金運用指図者となることを申し出た者（第2項）、③個人型年金加入者であって個人型年金運用指図者となることを申し出た者（第2項）が運用指図者となります。

なお①については、国民年金の被保険者資格を喪失した場合（死亡した場合を除く）、国民年金の保険料を免除・猶予された場合、企業型掛金拠出者等となった場合（いわゆるマッチング拠出を行う場合等）などの事由があります（確定拠出年金法第62条）。

また、個人型年金運用指図者の資格を取得するのは、第3項により、①の場合は個人型年金加入者資格を喪失した日、②③の場合は申出をした日となります。個人型年金加入者資格喪失の時期は、確定拠出年金法第62条第4項に定められています。例えば、国民年金の被保険者資格を喪失した場合（死亡した場合を除く）は該当した日、国民年金の保険料を免除・猶予された場合は免除・猶予された月の初日、マッチング拠出を行う者となった場合は企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日に個人型年金加入者資格を喪失し、個人型年金運用指図者となります。

個人型年金運用指図者の資格を喪失するのは、確定拠出年金法第64条第4項により、①死亡したとき、②個人別管理資産がなくなったとき、③個人型年金の加入者となったときです。喪失時期は企業型年金運用指図者と同様です。なお、個人型年金運用指図者が企業型年金加入者となったことに伴い個人別管理資産を移換した場合は②を適用し、個人別管理資産がなくなったことにより、個人型年金運用指図者の資格を喪失することとなります。

このように、企業型年金の場合は運用指図者の対象者が原則として60歳以上の者に限定されるのに対して、個人型年金の場合は60歳未満の者も含まれ、また、企業型年金から個人別管理資産を移換して運用指図者となることもあるなど対象者の範囲が広がっています。

なお、確定拠出年金法上、運用指図者のみを対象とする規定は、実はあまりありません。これは、運用指図者に適用される規定の多くは加入者にも適用されるからであり、加入者と運用指図者に共通して適用される事項（運用、行為準則など）については、条文では「加入者等」という用語で記載されることが多くなっています。

今回は、「事業主の行為準則」です。

※記載内容は2023年10月1日現在の法令に基づくものです。

2022年10月に企業型年金加入者が個人型年金に同時加入するための要件が緩和されたことに伴い、個人型年金運用指図者となる個人型年金加入者の喪失を喪失した者について、喪失事由の1つが、「企業型年金等対象者となったとき」から「企業型掛金拠出者等となったとき」に変更されました。